

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																																	
神奈川県社会福祉専門学校		平成4年2月10日		川口英一		〒 254-0046 (住所) 神奈川県平塚市立野町1番1号 (電話) 0463-30-3231																																																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																																	
学校法人鶴嶺学園		昭和60年11月1日		竹内圭介		〒 254-0046 (住所) 神奈川県平塚市立野町1番1号 (電話) 0463-30-3231																																																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																																															
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程		社会福祉科		平成7年文部科学省認定		—																																															
学科の目的		社会福祉施設等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取組、卓越した実務の知識・経験に基づく高度で専門的かつ実践的な知識・技術等を身につけ、社会福祉施設に必要な実践的な能力を育成するための人材を育成する																																																					
認定年月日		平成27年2月25日																																																					
修業年限		昼夜		講義		演習		実習		実験		実技																																											
2年		昼間		1650		240		450		0		0																																											
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数		時間																																											
53人		51人		0人		3人		6人		9人																																													
学期制度		■前期: 4月1日～8月31日 ■後期: 9月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 前期・後期ごとに試験等による成績評価 教育課程表に定める授業時間数の70%以上の出席 評価の方法: 試験、提出物																																																	
長期休み		■学年始: 4月1日～4月10日 ■夏季: 8月1日～9月15日 ■冬季: 12月21日～1月4日 ■学年末: 3月21日～3月31日		卒業・進級条件		■卒業要件: 2年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)であること ■進級要件: 1年次の履修科目全てにおいて合格(60点以上)であること																																																	
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個別面談の実施 学校側、保護者、学生の三者面談		課外活動		■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 近隣福祉施設、イベント等でのボランティア活動 ■サークル活動: 無																																																	
就職等の状況※2		■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) 高齢者・障がい者等の福祉施設 ■就職指導内容 就職ガイダンス 就職担当・教員による面接トレーニング 企業による会社説明会 ■卒業生数 17 人 ■就職希望者数 15 人 ■就職者数 15 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 88.2 % ■その他 ・進学者数: 1人 ・休学者: 1人 (令和4年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉主事</td> <td>任用資格</td> <td>18名</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 0						資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	社会福祉主事	任用資格	18名	18名																																				
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																																																				
社会福祉主事	任用資格	18名	18名																																																				
中途退学の現状		■中途退学者 3名 令和4年4月1日時点において、在学者51名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者54名(令和5年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の本来的理由 経済的理由、進路変更、体調不良、成績不振 ■中退防止・中退者支援のための取組 本人との日常的な面談 複数教員、職員による声かけ、面談の実施		■中退率 6%																																																			
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 成績優秀者への奨学金 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 1																																																					
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: — 受審年月: —		評価結果を掲載したホームページURL: —																																																			

当該学科の ホームページ URL	https://www.kanafuku.ac.jp/
------------------------	---

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業数社の役職員や、社会福祉業界の各部門の専門家と協同し教育課程を編成する。
専門性の高い技術を持ち現場対応力の高い人材の育成をテーマとし、教育課程編成委員会と連携して、高度な職業教育を通じて自立した職業人育成を目指せるような教育課程を編成する。社会福祉業界における産業振興の方向性や、新しく身に付けるべき知識やスキルを、実務に携わる専門家の意見を随時取り入れることによって、教育課程に反映し改善させていく。また、教育課程編成委員会の委員所属先以外の企業にも、別途求める人材や最近の動向についてのアンケートを実施し、その結果を教育課程編成委員会において活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会構成員は学校法人鶴嶺学園職員と企業関係者等の外部委員から成るものとし、互いの意見を十分に活かし、より良い教育課程の編成を協力して行うものと位置付けている。3月実施の教育課程編成委員会では、年度の総括と次年度の内容の精査をおこなう。5月の編成委員会では次年度に向けた新たな情報を取り入れ、教育課程の変更改善の元となる。審議を通じて示された要請その他の情報、意見は11月以降の本学科の教育課程の編成に活かされる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
竹内 恵司	株式会社サン・ライフ 会長	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者
柳下 伸	NPO法人 トータルライフサポートクラブ	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	③
山田 龍	社団法人日本精神保健福祉士協会 神奈川支部 神奈川県精神保健福祉士協会 副会長	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	①
関口 博紀	(有)せきぐち造花店マネージャー(卒業生)	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者
境野 勝久	道塾慶陽館 主宰	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者
竹内 圭介	(学)鶴嶺学園 理事長	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者
川口 英一	(学)鶴嶺学園 神奈川社会福祉専門学校 校長	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者
林 茂	(学)鶴嶺学園 本部長代理	令和4年3月1日～令和6年2月28日(2年)	学校関係者

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (3月、5月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年5月25日 9:30～11:00

第2回 令和5年3月23日 9:30～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

新型コロナウイルスの影響で、介護福祉学科・社会福祉学科ともに実習先が十分に確保できなく、確保できたとしても新型コロナウイルス感染対策を意識しての実習になり、本来身に付けてほしい知識や技術が十分に習得できないのではないかという懸念があった。なるべく実践に近い体験ができるよう、現場で働くケースワーカーに生活保護について聴くことができるようにするため、元市役所福祉職の講師が担当する「福祉事務所運営論」において福祉事務所に実習に行くことが可能となった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

専門的な知識、技術、技能に加え『①グローバルな視点 ②ホスピタリティ精神 ③組織を動かすマネジメント能力』を座学だけでな

く、実習・演習を通して身につけることによって、実践的かつ専門的なレベル・クオリティの高い人材を育成することを目指す。

専門的かつ最新の業界動向の知識が必要な、専門教育科目の応用分野については、社会福祉業界に長年携わっている

専門家の
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前に校内の担当教員と企業の実習講師が打合せを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価指標について定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や知識、技術、技能の習得状況を定期的に把握できるよう相互に情報交換を行う。実習修了時には、実習の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助実習指導Ⅰ	相談援助実習の意義について理解する。相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通じて、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	進和学園サンレジデンス湘南
相談援助実習Ⅰ	実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	サンレジデンス湘南、えびな南高齢
相談援助演習Ⅱ	習得した社会福祉援助技術及び相談援助技術の理論、技術を演習し、応用能力を向上させる。	サンレジデンス湘南、大和市福祉事
相談援助実習Ⅱ	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。	サンレジデンス湘南、えびな南高齢
相談援助実習Ⅲ	現場体験を通じて社会福祉主事や社会福祉士として仕事を上する上で必要な知識、援助技術の内容の理解を深める	大和市福祉事務所、横浜市いずみ

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

更に、教員も関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。
また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。
これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
更に、教員も関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。
また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。
これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	高齢社会を共に生きる	連携企業等:	(財)日本生命財団
期間:	2023年12月9日(土)	対象:	教職員
内容	人生100年時代に向けた持続可能な新しい地域づくりをテーマとしたシンポジウム		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	研修名:	インクルーシブ教育実践推進校と専門学校との意見交換会	連携企業等:	一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会
期間:	期間:	2022年5月31日(火)	対象:	教職員
内容	内容	インクルーシブ教育実践推進校と専門学校が相互理解を深め、双方が連携、協力しながら生徒個々の適性に合わせたキャリア教育や進路指導を行っていくための意見交換会。		

研修名:	研修名:	薬物乱用防止・人権問題 教職員研修会	連携企業等:	一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会
期間:	期間:	2022年12月6日(火)	対象:	教職員
内容	内容	①薬物乱用防止について ②TikTokやYouTubeの動画・SNSの利用と人権問題		

研修名:	研修名:	ハラスメント教職員研修会	連携企業等:	一般社団法人 神奈川県専修学校各種学校協会
期間:	期間:	2023年2月22日(水)	対象:	教職員
内容	内容	現在、ハラスメントは日常生活の場で誰もががしてしまう、されてしまう身近な問題。ハラスメントに関して経験豊かな弁護士に事例を通してハラスメントについて学び、予防に役立てる。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	施設見学(湘南希望の郷 他)	連携企業等:	社会福祉法人光友会
期間:	2023年10月16日	対象:	障がい者
内容:	施設見学、施設の概要及び役割の説明、施設職員の役割及び仕事内容の説明、利用者についての説明など		
研修名:	施設見学(富士見台病院)	連携企業等:	医療法人社団清風会
期間:	2023年10月26日	対象:	精神障がい者
内容:	院内の見学、病院の概要及び役割の説明、医療機関で働く精神保健福祉士の役割と仕事内容の説明など		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	変化する社会に求められる人材の傾向と分析	連携企業等:	株式会社ベネッセコーポレーション
期間:	2023年9月20日(水)	対象:	教職員
内容:	社会の変化が及ぼす教育への影響を理解し、学生に対する適切な指導方法を学ぶ		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

産業界等のニーズに即した人材育成教育を行うため、企業等の学校関係者より、最新の情報、現場からの有用な意見を得ることが必要である。そのために学校自己評価委員会を立ち上げた。また、その意見をもとに学校関係者評価委員会に反映させている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材等
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	教育成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

昨年から引き続いているコロナ禍の影響により教育の現場は様々な困難な状況に置かれている。学校だけでなく学生の側にも、実習先、就職先にも大きな影響がある。その中でも規程の授業内容はクリアし続けるためにもリモート授業への備え、実習先の確保等、学生にとって十分な教育環境の提供ができるよう、配慮することを願う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
菊池 恵理子	社会福祉法人 恵仲会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
境野勝久	道塾 慶陽館 主宰	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	教育関係者
柳下 伸	NPO法人トータルライフサポートクラブ	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.humanceremony.ac.jp/>

公表時期: 令和5年10月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校法人鶴嶺学園では、学校教育法、専修学校設置基準、更には各種関係法令を遵守して、健全な学校運営と教職員の資質向上に取り組んでいる。とりわけ本校は、介護福祉事業を担う人材を育成する教育機関として、社会で求められる人材を輩出する、実践的職業教育を提供している。本校は、こうした役割を担うに当たって、本校の情報を提供し、本校の

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的・育成人材等
(2) 各学科等の教育	学校運営
(3) 教職員	教育活動
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5) 様々な教育活動・教育環境	学生支援
(6) 学生の生活支援	教育環境
(7) 学生納付金・修学支援	学生の募集と受け入れ
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	法令等の遵守
(10) 国際連携の状況	社会貢献
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.humanceremony.ac.jp/>

公表時期: 令和5年9月15日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程社会福祉科)													
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	授業方法			場所		企業等との連携
								単位数	講義	演習	実験・実習・実	校内	
	○			社会福祉の原理と政策	①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。 ②社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。	1通	60	4	○		○	○	
	○			高齢者福祉 I・II	①高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②高齢者福祉の歴史と高齢者親の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○		○	○	
	○			障害者福祉 I・II	①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②障害者福祉の歴史と障害親の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○		○	○	
	○			児童・家庭福祉 I・II	①児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②児童福祉の歴史と児童親の変遷や制度の発展過程について理解する。 ③児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。 ④児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。 ⑤児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○		○	○	
	○			ソーシャルワークの基盤と専門職（共通）	①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。 ②ソーシャルワークの基盤となる考え方やその形成過程について理解する。 ③ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。	1前	30	2	○			○	
	○			ソーシャルワークの基盤と専門職（社会専門）	①社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。 ②ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。 ③ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。 ④総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。	1期	30	2	○			○	
	○			ソーシャルワークの理論と方法（共通）	①人と環境との相互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ②ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。	1通	60	4	○		○	○	
	○			ソーシャルワーク演習	①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	1前	30	2	○		○	○	
	○			相談援助技術演習 I	①ソーシャルワークの基盤に必要知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを体系的に理解する。	1後	60	4	○		○	○	○
	○			レクリエーション	①レクリエーション活動の社会的意義と、援助者としての役割を理解する。②レクリエーション計画の作成能力や活動の実践援助能力を向上させる。	1後	30	2	○		○	○	

44	○	ソーシャルワーク演習Ⅱ (精神専門)	①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネーター役を担えるようにする。 ②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようにする。 ③精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解させる。	2 通	60	4	○	○	○													
45	○	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (精神専門)	①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的なかつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ②精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	2 前	30	2	○	○	○													
46	○	ソーシャルワーク実習Ⅱ (精神専門)	①精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。 ②実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	2 前	90	6		○	○	○	○											
合計			46		科目																2340	単位（単位時間）

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：2年次の履修科目全てにおいて合格（60点以上）であること		1学年の学期区分	2期
履修方法：必修科目を「不可」なく修めること		1学期の授業期間	15週

（留意事項）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。